コンソーシアム協定書（例）

（目的）

第１条　本協定は、コンソーシアムを設立して、福井県池田町の発注に係る「池田町木質バイオマス熱供給システム導入事業」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

（名称）

第２条　本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「池田町木質バイオマス熱供給システム導入事業」受託○○△△◎◎コンソーシアム（以下、「本コンソーシアムという。）と称する。

（構成員の住所および名称）

第３条　本コンソーシアムの構成員は、次の通りとする。

1. ○○都道府県○○市○○町

○○○○

1. ○○都道府県○○市○○町

△△△△

1. ○○都道府県○○市○○町

◎◎◎◎

（代表者）

第４条　本コンソーシアムの代表者は（以下、「代表者」という。）は前条第１号に掲げる者とする。

（代表者の権限）

第５条　代表者は、本業務の遂行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって行う支出、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の連帯責任）

第６条　本コンソーシアムの構成員は、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

（役割分担）

第７条　本業務の執行に当たり、各構成員の役割分担は次の通りとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

（１）○○に係ること　○○○○（構成員名）

（２）○○に係ること　△△△△（構成員名）

（３）○○に係ること　◎◎◎◎（構成員名）

（運営委員会）

第８条　本コンソーシアムは、構成員の全員をもって運営委員会を設け、本業務の執行にあたるものとする。

（取引金融機関）

第９条　本コンソーシアムの取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた預金口座によって取引するものとする。

（構成員の個別責任）

第１０条　本コンソーシアムの構成員が本業務の執行に際し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１１条　この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第１２条　構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは、脱退することはできない。

（業務途中における構成員の脱退又は解散に対する措置）

第１３条　構成員のうちいずれかが本業務の途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第１４条　本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（会計帳簿の保存）

第１５条　本業務に係る会計帳簿等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後５年間、○○○○（構成員名）が保存するものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１６条　この協定に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　代表者　○○○○外○社は、上記の通り本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本○通及び副本１通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各１通を保有し、副本については、池田町に提出する。

　令和　年　月　日

　代表者　（所在地）

　　　　　（名　称）

　　　　　（代表者）

　構成員　（所在地）

　　　　　（名　称）

　　　　　（代表者）

　構成員　（所在地）

　　　　　（名　称）

　　　　　（代表者）